

議案第 7 1 号

飛騨市税条例の一部を改正する条例について

飛騨市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 3 年 6 月 7 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

地方税法の改正に伴う改正

飛驒市税条例の一部を改正する条例

飛驒市税条例（平成16年飛驒市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2第25項を同条第26項とし、同条中第24項を第25項とし、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。ただし、第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第5条第1項の改正規定並びに次条の規定は、令和6年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条ただし書に掲げる規定による改正後の飛驒市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、

令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

飛騨市税条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
<p>第1条～第23条 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第36条の3の2 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下</p>	<p>第1条～第23条 略 (個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第24条 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額)以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>第25条～第36条の3の2 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(年齢16歳未満の者に限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下</p>

この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

第1条～第4条 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

_____の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

第36条の4～第151条 略

附 則

第1条～第4条 略

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)の数に1を加えた数を乗じて得た

金額に10万円を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～23 略

24 略

25 略

以下 略

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

第7条～第10条 略

（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）

第10条の2 略

2～23 略

24 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は3分の1とする。

25 略

26 略

以下 略

飛騨市税条例の一部を改正する条例（案）要旨

1 改正の趣旨

地方税法の改正に伴う改正

2 改正の内容

個人市民税関係

- (1) 扶養控除について、対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くとされたことに伴い、均等割及び所得割の非課税限度額算定における国外居住親族の取扱いを見直すもの。

（第24条、第36条の3の3、附則第5条関係）

- (2) 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用期間を令和9年度まで延長するもの。

（附則第6条関係）

固定資産税関係

- (3) 浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の創設に伴う規定を整備するもの。

特例対象資産	課税標準額に乗じる 特例割合	適用期間
浸水被害防止・軽減のため、 県知事や市長の認定を受け て整備された雨水貯留浸透 施設（調整池、貯留槽等）	1 / 3（参酌基準） ※参考 特例割合の範囲 1 / 2 ～ 1 / 6	なし

（附則第10条の2関係）

3 施行日

下記以外	令和4年1月1日
市民税（第24条、第36条の3の3、附則第5条）	令和6年1月1日